

●会員・連携会員の所属地区の変更に係る運用について

〔平成 25 年 10 月 25 日〕
第 34 回科学者委員会決定

● 日本学術会議地区会議運営要綱(平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定)

(各地区の構成員)

第 5 (前略)

各地区の構成員は、原則として当該地区に勤務地（勤務地がない場合は居住地）を有する会員及び連携会員とする。ただし、会員又は連携会員は、申し出により、科学者委員会及び幹事会の議を経て、所属地区を変更することができる。

1. 現状の運用

会員及び連携会員(以下、「会員等」という。)から、勤務地又は居住地が変更された旨連絡を受けた場合、所属地区変更の意思確認を行った上で、科学者委員会の議を経て、幹事会に変更を提案し、決定してもらっている。

当該運用は、上記規定が運営要綱に盛り込まれ施行された平成 19 年 10 月以降、当初から採られていたものである。

※ 当該改正以前の「構成員」については、各部が当該地区に勤務又は居住する会員 3 名を選出することを原則としていた。

2. 問題点

規定をそのまま読めば、勤務地が A 地区から B 地区に変更になった場合、自動的に B 地区の地区会議構成員となるはずのところ、現状の運用では、

- 本人の変更の意向が確認できた場合には、A 地区から B 地区への所属地区変更をすべて科学者委員会及び幹事会に諮っており、本来必要な手続を踏んでいる。
- 本人の変更の意向が確認できず、所属地区が元の所属地区（A 地区）のままになってしまっている例がある。

3. 新たな運用

運営要綱上、勤務地（及び居住地）が変更になれば自動的に所属地区会議が変更になるという大前提に立ち返り、以下のとおり扱うこととする。

- ① 会員等に勤務地等の変更があった場合、企画課から会員等に、自動的に所属地区が移ることを連絡する。
- ② 所属地区変更を企画課において記録するとともに、各地区会議事務局に連絡する。
- ③ 会員等から、勤務地等が所在しない地区を所属地区したいという意向が示された場合、企画課は、理由を付した上で申出を促し、申出を受けて科学者委員会及び幹事会における議論に供する。
- ④ 会員等からの申出に相当の理由がある場合、科学者委員会及び幹事会の議を経て所属地区を変更する。

- ⑤ 科学者委員会及び幹事会は、会員等からの申出に相当の理由がないと判断した場合、所属地区の変更を認めず、科学者委員会委員長は、申出をした者に所属地区を勤務地等と違わないよう懇意する。